

議案第 9 8 号

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年守谷市条例第 2 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年守谷市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「利用特定個人情報」の次に「及び住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの」を、「当該特定個人情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加える。

別表第１に次のように加える。

３ 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
４ 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２の表１市長の部守谷市医療福祉費支給に関する条例及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第２の表２市長の部生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第２に次のように加える。

３ 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	守谷市医療福祉費支給に関する条例及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

4 市長又は教育委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長又は教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由（議案第 9 8 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公共団体情報システムの標準化に伴う住登外者宛名管理機能の運用開始に当たり、当該機能を用いた住登外者の情報の管理に関する事務を個人番号の独自利用事務として条例に定めた上で、庁内連携に係る規定を追加する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人

個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供できる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報及び<u>住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるものの提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報及び住登外者宛名情報を提供するときとする。</u> 2 (略) 別表第1（第4条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第4条関係） 【別記3 参照】	(特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供できる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報_____ _____ _____ _____ _____ _____の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報_____を提供するときとする。 2 (略) 別表第1（第4条関係） 【別記2 参照】 別表第2（第4条関係） 【別記4 参照】

【別記 1】

改 正

機 関	事 務
1 市長	(略)
2 市長	(略)
3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

【別記 2】

現 行

機 関	事 務
1 市長	(略)
2 市長	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

【別記 3】

改 正

機関	事務	特定個人情報
1 市長	守谷市医療福祉費支給に関する条例及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	~~~~~
		<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
2 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	~~~~~
		<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
3 <u>市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	守谷市医療福祉費支給に関する条例及び守谷市
		すこやか医療費支給に関する条例による医療費
		<u>の助成に関する情報であって規則で定めるもの</u>
		生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人
		に対する生活保護の措置に関する情報であって
		<u>規則で定めるもの</u>

4 市長又は教育委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長又は教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）に関する情報であって規則で定めるもの

【別記4】

現 行

機関	事務	特定個人情報
1 市長	守谷市医療福祉費支給に関する条例及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	~~~~~
		(新設)
2 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	~~~~~
		(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

		(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)